

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

当市の令和5年度における地方消費税交付金の予算計上額は11億円で、このうち社会保障財源としての交付金は約6億円です。

令和5年度の使途については下記のとおり充当することとしています。

(単位:千円)

事業名称等	令和5年度予算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	348,493	81,142	35,680
障がい福祉サービス事業	1,527,671	386,739	170,061
在宅介護用品助成事業	24,538	14,538	6,393
放課後児童健全育成事業	166,251	66,836	29,390
特定教育施設・保育施設入所事務	881,973	180,251	79,262
私立保育園等運営事業補助	119,353	93,373	41,059
公立保育園運営事業	431,204	356,705	156,854
予防接種事業	143,638	138,796	61,033
がん検診事業	35,134	31,072	13,663
私立幼稚園等運営事業補助	15,022	15,022	6,605
その他社会保障関係事業	7,446,146	4,556,258	0
計	11,139,423	5,920,732	600,000